

(第51期)

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

旭化成福利サービス株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
[資産の部]		[負債の部]	(34,000,329)
流 動 資 産	449,785,509	流 動 負 債	34,000,329
現金及び預金	652,199	買 掛 金	648,507
貯 蔵 品	185,689	未 払 金	2,348,367
未 収 入 金	617,800	未 払 費 用	25,299,355
短 期 貸 付 金	425,906,525	未 払 法 人 税 等	1,349,400
立 替 金	22,423,296	未 払 消 費 税	4,354,700
 固 定 資 産	 5,807,668		
有形固定資産	0		
工具器具及び備品	0	[純資産の部]	(421,592,848)
無形固定資産	0	株主資本	421,592,848
ソフトウェア	0	資 本 金	20,000,000
投資その他の資産	5,807,668	利益剰余金	401,592,848
繰 延 税 金 資 産	5,807,668	利益準備金	2,470,000
		その他利益剰余金	399,122,848
		繰越利益剰余金	399,122,848
資 産 合 計	455,593,177	負 債 及 び 純 資 産 合 計	455,593,177

個 別 注 記 表

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 流動資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品・・・ 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・・・ 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した附属設備及び構築物は定額法。
・・・ その他の有形固定資産は定率法。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・・・ ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。
・・・ その他の無形固定資産は定額法。

- (3) リース資産

- ・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金・・・ 従業員賞与については、支給期間に姑応する見積額を計上している。

- (2) 退職給付引当金・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に旭化成グループの社宅管理・運営、その他福利厚生サービスを受託している。これら事業において役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識している。

なお、役務の提供による対価は、履行義務を充足してから1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

○株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済み株式の総数

普通株式 40,000株

○ 資産除去債務に関する注記

当社は親会社である旭化成株式会社と「建物賃貸借契約書」を締結しており、当該契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を有している。しかし、当該建物は、同社グループの事業を当社が担うために同社より賃借したものである。

従って、同社より賃借している建物で営んでいる各事業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて同社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて同社と協議の上原状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

これらの理由により、当該資産除去債務については決算日現在入手可能なすべての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上していない。

○ 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし